

令和 8 年 7 月 25 日

奈良県教育委員会教育長 及び
奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室 御中

インクルーシブ教育システムの方向性と就学先決定の仕組みに関する要望書

― 国連障害者権利委員会勧告を踏まえ、意思の表明が困難な児童生徒の最善の利益を確保する制度の確立を求めて ―

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会
理事長 河村 舟二

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地 10
TEL 0743-55-2763
kawafune@ares.eonet.ne.jp

拝啓 平素より、障害のある児童生徒の教育の充実に向けたご尽力に深く敬意を表します。このたび当法人は、国連障害者権利委員会の総括所見を踏まえつつ、現行の就学先決定の仕組みにおいて、意思の表明が困難な児童生徒の最善の利益が制度的に確保されているかという点に焦点を当てた要望書を取りまとめました。

本要望書は、国連勧告と文部科学省の「多様な学びの場」モデルの理念的対立を問うものではなく、本人の教育権を基軸に、就学先決定のプロセスをどのように整えるべきかという具体的な制度設計に関する提案です。

特に、・本人の意思が脱落しやすい構造・保護者の選好と本人の最善の利益が必ずしも一致しない可能性・行政側の受入れ体制が判断に影響し得る点など、現行制度の盲点を整理し、国際基準との整合性を確保しつつ、実務的に導入可能な改善策を提示しております。行政としてのご負担を増やすことを目的とするものではなく、就学決定の透明性向上、不服申立ての減少、国連への報告義務の確実な履行など、行政側のメリットにもつながる内容となっております。

つきましては、要望書をご高覧いただき、奈良県教育委員会としてのご見解を賜れば幸いです。

今後、当事者・家族・学校現場との協議の場の設置など、建設的な対話を進めることができると願っております。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具